

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

池 田 敬 正

1. 社会福祉理念の普遍的性格

人間の幸福を実現・増進しようとする社会的営為である社会福祉の理念は、人類史の全過程に貫かれている人類にとって永遠の、あるいはまた人間にとってもっとも根源的な課題である。このような意味では、社会福祉理念は万人に肯定される普遍性をもった超歴史的理念であるといわなければならない。だがその理念にもとづく社会福祉が、現実的にはたとえば「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(日本国憲法第25条)との生存権規定にもとづいて規定されているが、このことは、現代という一定の歴史時代に規制されながら概念規定しなければならないことを示している。いいかえれば、社会福祉あるいは社会福祉理念が、特定の歴史段階に成立する歴史性をもったものであることを示している。

以上のことは、社会福祉理念が普遍的であると同時に歴史性をもつものであることを意味する。したがってわれわれは、この社会福祉理念を論ずる場合、この矛盾した関係をどのように統一的に理解するかという問題に迫られるであろう。このことが、社会福祉を論ずる場合のもっとも根源的な問題であると考えるのであるが、現在までに提起されている社会福祉の理念あるいは概念規定は、そのいずれをとってみても、社会福祉あるいは社会福祉理念の普遍性と歴史性とのいずれかを一面的に強調するにとどまっているといわざるをえない。^(註)

(註) たとえば木田徹郎氏は、「時代別にそれぞれ特徴をもつ社会福祉事業の定義」として20世紀の代表的な見解を紹介している。⁽¹⁾ところがその多くは、社会福祉の学問論的特徴あるいは行政論的性格づけが中心であって、社会福祉理念の歴史性の追求を避けるとともに、人間の根源に迫ろうとする当為性の追求により普遍性を見出そうとする態度も存在していない。この点では、戦後の代表的な見解のひとつとされる岡村重夫氏の場合も同様である。⁽²⁾もちろん数は少ないが、社会福祉の歴史性を追求しようとする概念規定もある。しかしこの場合は、普遍性・当為性の否定をむしろ強調している。

社会にあつて福祉の増進を目ざすということは、人間がただ人間であるということだけで、あるいは人間として生まれながらにして持っている権利として、人間の尊厳に価する生活を守りあるいは保障されることをもとめるということである。ということは、社会福祉がたえず人間の根源にかかわる価値観や目的意識に支えられる当為性あるいは実践性をはらむものであることを示している。このことは、社会福祉の普遍性をあきらかにするものであると同時に、社会福祉の学問が、価値や目的意識から自由な科学として成立することを困難にしているといわ

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

ざるをえない。先述の諸定義が、いずれも社会福祉理念の当為性を論ずることを避けているのは、まさにこの点にかかっている。当為性の否定こそが科学性につながるという考え方が、根底にあったといわなければならない。

たとえば孝橋正一氏は、日本の社会事業研究の古典的文献である井上友一の『救済制度要義』(1909年刊)を評価して、「社会事業の本質を理想や動機にもとめなかったところに、本質理解への着実な出発点をあたえるものであった」とのべている⁽³⁾。このことは、明治から大正にかけての日本の社会事業行政を指導した井上友一の子社会事業についての理解が、宗教的理想を原点とする慈善事業や政治的動機にもとづく救済政策と区別されるものであることを、正しく評価したものである。だが、「理想」や「動機」の否定が、人間の根源的課題であり人類の永遠の目的である人間の解放という社会福祉理念の当為性や実践性を否定することにつながってはならないと考える^(註)。

(註) にもかかわらず、社会福祉理念の当為性や実践性の無視や否定につながる社会福祉の概念規定がむしろ支配的であるといわざるをえない。仲村優一氏他編の『社会福祉辞典』では、「社会福祉」を「最広義には、社会の幸福あるいは安寧を意味する目的概念」と定義しながら、そのように定義する場合は「社会の福祉」あるいは「国民福祉」という用語を用いるべきで、「社会福祉という場合は、一応それとは区別して、実体概念したがって社会的歴史的概念として定義する必要がある」と説明している⁽⁴⁾。この説明は、社会福祉理念の普遍性を認めながらも、科学的にはその歴史性をのみ強調しようとするものであって、社会福祉の概念規定としては一面的であるといわざるをえない。それは、社会福祉理念の普遍性と歴史性とを統一的に理解する論理の未確立によるものであるといえよう。

だが社会福祉あるいは社会福祉理念が歴史性をもつものであることもあきらかである。後述するように現代社会福祉が20世紀の所産であって、決して超歴史的なものでないことも、いうまでもない。この普遍的理念でありながら同時に歴史的性質をはらむという矛盾した関係を、どのように論理的にあきらかにするかという問題が、そこには横たわっている。この普遍性と歴史性の統一的理解という問題を、「基本的人権の理念」の問題において追求したのが、高柳信一氏である。高柳氏は、基本的人権の理念に関して、「人間の超歴史的な要求として、人間の解放の要求を前提にせざるをえないと考える。この世の生を享けたすべての人間が、そのすべての精神的物理的資質を全面的に展開することがかけがえのない価値であるということは、広く普遍人類的要求として前提しうるところではないかと思われる」と説き、さらに「超歴史的」あるいは「普遍人類」な「人間解放の要求」なくしては、「基本的人権という理念そのものが出てこない」とも主張している。と同時に高柳氏は、「基本的人権の理念は、この人類永遠の課題(人間解放の要求を意味する一筆者註)の一歴史的時点における特殊的表現である」とのべ、さらに「基本的人権の理念は、近代という一歴史社会における国家の権力と個人の自由との関係を支配する原則を最も本質集中的に表現する理念である」とも説明している⁽⁵⁾。

この主張は、高柳氏が、本来歴史的所産である基本的人権のなかに、超歴史的な普遍性を見出していることを示している。人類解放の要求という目的意識を前提とするということは、人権理念に当為性を見出し、その普遍性を強調する根拠となった。にもかかわらず、基本的人権が近代社会形成期における市民革命の歴史的所産であることを、高柳氏は決して否定しない。そこには、人権理念の普遍性と歴史性を統一的に理解しようとする姿勢が示されているのであるが、同時にその姿勢には、近代的な私的所有権の絶対性とむすびつきを強調することによって、基本的人権をブルジョア的性格においてのみ説明しようとする姿勢にたいする批判がふくまれていた。だから高柳氏は、「基本的人権の保障がブルジョアジーの階級的利害の貫徹」の支えであるとしても、それが「人類の貴重な誇るべき遺産でもなんでもないと考えるべきでない」と説く⁽⁹⁾。このことは、人権理念の歴史性追求が普遍性否定につながってはならないとする立場を示す。

以上のような高柳氏のかかげる『人類解放の要求』あるいはロックのかかげる『自己保存の要求』はそれぞれの歴史的時点で具体的な表現をとるかぎりには、もちろん歴史的規定を免れているわけではないが、この高柳氏の主張を肯定的に理解する北村実氏は、「歴史的内容を捨象すれば、『類的存在』としての人間の本源的・自然的な要求が——抽象的ではあるが——万人の否定しえないものとして残るであろう」とのべ、さらに「超歴史的」という表現にこだわるなら「歴史貫通的」といいかえてもよいとしながら、「人間が人間でありつづけるかぎり、自己保存や解放の要求はつねに存在しつづける……。それぞれの歴史的時代でさまざまな表現をとりながらも、その核には歴史的变化をつらぬいて受けつがれるものがある」と説いている⁽⁷⁾。まさに歴史貫通的に存在する「主観的権利としての人権」、あるいは「当為としての人権」を、法にもとづいて実定的に承認される客観的権利としての人権とを区別しながら、後者を拡大させ、後者の理想としての前者を位置づけたのであった⁽⁸⁾。それは、当為としての普遍性をもった「人権理念」と、客観的に実定法として現存する歴史的性格をもった「基本的人権」との関係であったともいえる^(註)。

(註) レーニン「ブルジョア革命は、ある意味では、ブルジョアジーよりもプロレタリアートにとってより有利である」とのべている⁽⁹⁾。またレーニンは、「ブルジョア革命とは、ブルジョアジーに有利なものだけしかもたらしえない革命であるという思想……ほど誤ったものはない」とも言っている⁽¹⁰⁾。この主張は、一般的にプロレタリアートがブルジョア革命の成果を利用し、あるいはその成果を拡大することを任務とするという点を論証するものとして知られている。しかしこの理解は、レーニンの理解を矮小化するものといえよう。このレーニンの主張は、たとえば人間にとっての自由は、ブルジョア革命というある歴史時代に提起されたものでありながら、同時にプロレタリアートの歴史的課題になっているように、その歴史貫通的性格を論証するものであった。その自由という問題を、ブルジョアジーがとりあげる場合とプロレタリアートがとりあげる場合とではその内容に歴史のあるいは実体的に相違しながら、抽象的あるいは本源的な理念としては歴史貫通的であったといえよう。

以上のべたように、基本的人権の歴史性を否定することなく、人権理念が歴史貫通的に存在

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

することを強調することは、社会福祉あるいは社会福祉理念に関しても同様である。よりよい福祉の増進をもとめることは、あきらかに人間解放の一貫として理解されるべきであり、社会福祉それ自体が実体的に歴史性をもつことが当然であったとしても、永遠の課題としての人間解放の一貫としての福祉理念を前提にすべきである。もちろんこのことは、「理想や動機」から社会福祉を論ずるものではない。「理想や動機」から社会福祉を論ずることは、特定の歴史性をもった観念を絶対化するものであって、福祉理念の普遍性と対立することとなる。たとえばキリスト教的慈善事業の問題を考えたとき、キリスト教やその慈善思想がいずれも歴史的所産であることはあきらかであり、人類の歴史の全過程に貫通している理念たりえないことはいうまでもないであろう。

こうした福祉の増進の目的となる人間の解放の前提となるのは、価値としての個人の尊厳である。人間としての根源である個人の尊厳を社会的に保障していくことが、福祉の増進であった。マルクスが、「ラディカルであるとは、ものごとを根本からつかむことである。ところで人間にとっての根本は、人間そのものである」とのべているが⁽⁴⁾、マルクスにとって人間の根源とは、「自然」でもなければ「細胞」でもなく、総体としての「人間そのもの」であった。人間の根源を人間自体の普遍性において理解しようということは、人間の尊厳を根源的な価値として把握しようとするものであるといえよう。マルクスは、人間や社会を階級性あるいは歴史性において理解しようとしていたことはいうまでもないが、同時に人間それ自体あるいは個人の尊厳の問題として把握しようとしていたのである。したがってこのマルクスの立場こそが、個人の尊厳と幸福の増進のなかに社会福祉理念の当為性さらには普遍性を、社会福祉の歴史性と統一的に把握する方法を提起しているといえよう。そしてこのことは、労働の二重性の理解にも具体化されている。マルクスが、労働を「商品価値を形成する」ものとされる「抽象的人間労働」と「使用価値を生産する」ものとされる「具体的有用労働」というふたつの属性をもつものとして説明していることはよく知られている。このことは、一方における労働の商品化を説くことを通じて労働が階級的ないしは歴史的に規制されていることをあきらかにすると同時に、他方で人間の労働が人間生活の物質的存在条件である物を生産する「すべての社会形態にかかわりのない、人間の存在条件」であることも説いて、人間の労働あるいは人間が歴史貫通的存在であることを強調した。マルクスは、労働の二重性を説くことによって、人間が、歴史的すなわち階級性をもった存在として規定されると同時に、歴史貫通的すなわち普遍性をもった存在としても規定されるべきことを主張しているといえよう。

マルクスが、「人間にとっての根本は、人間そのものである」と説くとき、人間の解放につながる社会福祉理念の当為性の根源が、マルクスの説く人間の人間の性格のなかに見出すことができる。と同時に、労働の二重性が人間の歴史性と普遍性をあきらかにしたことに、個人の尊厳の社会的保障にかかわる社会福祉がもつ二重性の論理的根拠があった。以上のべたように社会福祉あるいは社会福祉理念のもつ二重の性格をあきらかにすることなくしては、社会福祉

の当為性あるいは目的意識を前提にしながら、その科学的分析の条件の成立は困難であろう。

註

- (1) 木田徹郎著『社会福祉事業』5～13ページ。
- (2) 岡村重夫著『全訂社会福祉学（総論）』
- (3) 孝橋正一著『全訂社会事業の基本問題』122ページ。
- (4) 同書157ページ。
- (5) 高柳信一稿「近代国家における基本的人権」（東京大学社研編『基本的人権』I 10～12ページ。
- (6) 同前116～117ページ。
- (7) 北村実稿「近代人権思想の意義」（『科学と思想』37号）85ページ。
- (8) 同前86ページ。
- (9) レーニン「民主主義革命における社会民主党の二つの戦術」（『レーニン全集』大月版第9巻）39ページ。
- (10) 同前37ページ。
- (11) マルクス「ヘーゲル法哲学批判」（『マルクス・エンゲルス全集』大月版第1巻）422ページ。
- (12) マルクス『資本論』（同前第23a巻）63ページ。
- (13) 同前58ページ。

2. 社会福祉理念の近代的性格

世界史に近代を切開いたイギリス革命を大衆的に支えたレベラーズ（水平派）が、1647年10月27日にまとめた『人民協定』に、自然法思想にもとづく人民主権の規定がのべられていたことはよく知られている。その第4条には、「法の⁽¹⁾前における万人の平等」と「人民の安全と福祉のためにのみ役立つ」立法とがも⁽¹⁾とめられていた。またその翌日からはじまった会議で、水平派の代表格の1人であるT・レーンバラは、「イングランドのもっとも貧しいものも、もっとも偉い人と同じように生きるべき生命をも⁽²⁾っている」と発言している。これらの主張は、「万人の平等」が福祉の増進と相まって実質的内容をもって実現させることをも⁽²⁾とめていた。

あるいはアメリカの独立戦争の際にだされた人権宣言の先駆をなすといわれる『ヴァージニアの権利章典』（1776年）では、「すべての人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである。……かかる権利とは、すなわち財産を取得所有し、幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利である」とのべ⁽³⁾られていた。こうした人間の自由を実現する建国時代のアメリカの政治は、「共和制の理想、人民の自治、生命自由の権利、幸福追求の権利、及び一般の福祉を目的とする」ものであ⁽⁴⁾ったと解説されている。さらにフランス革命において、サンキュロットに支持されたモンタニャールによって採択された1793年憲法の一部をなす『人および市民の権利の宣言』の第21条には、「公の救済は、ひとつの神聖な負債である。社会は不幸な市民に労働を与え、または労働することができない人々の生存の手段を確保することにより、これらの人々の生計を引きうけなければならない」と記⁽⁵⁾されている。そしてこのモンタニャールの指導者の一人であったサン・ジュストは、「すべてのフランス人に、彼らが法律以外のなにものにも依存することなく、また社会で相互に依存し合

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

うこともなく、生活の第一次的必要物を獲得するための手段をあたえること」を基本方針としていた。⁽⁶⁾そこで、農地の平等な分配あるいは私有財産の否定が主張されているわけでは決していない。だが最低生活の保障だけは強く訴えられていたといえるだろう。

これらの一連の主張は、市民革命の展開を通じて形成された自然法的人権思想のなかに、生存権的平等の主張が存在することを示している。そしてこの生存権的平等の主張は、人間の自由あるいは法の下での平等を実質的に保障するものとして提起されているのであって、あわせてその内容としての福祉の増進も訴えられていた。さらに注目されるのは、これらの主張が、市民革命に参加したすべての階層に共通するものでなかったことである。これらの主張を提起したレベラーズあるいはモンタニャールは、革命後に政権の座につく地主や資本家によって構成されているのではなく、農民あるいは小生産者の階層およびそのイデオログたちによって構成される“人民、的勢力であった。しかもこの勢力が排除されたところで市民革命は終了する。したがって革命後の私的所有の絶対化のなかで、この理念として提起された生存権的平等の主張は、ただちには実定法として具体化されることはなく、自らの生存が自らの責任の問題であるとする自助の原理にもとづく自由主義の下でむしろ無視されてしまった。ところが後述するように、20世紀に入るとこの生存権的平等の主張が改めて提起されるようになる。その結論が、1947年の『世界人権宣言』であった。そこでは、「何人も社会の一員として社会保障をうける権利を有し、……自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的・社会的および文化的権利の実現に対する権利を有する」(第22条)⁽⁷⁾と、生存権的平等を^(註)発展させた社会保障の権利としてのべられている。

(註) イギリスのペネロピ・ホールは、自著の「人間の基本的ニードの充足」と題する第一部の扉に、先引のレーンバラの発言と『世界人権宣言』第25条を引用している。⁽⁸⁾このことは、イギリスにおける「社会福祉や社会福祉事業を今日の位置づけにまで発展させた」⁽⁹⁾理念上の出発点をレベラーズの発言のなかの生存権平等の要求に見出し、あわせてその現在における到達点が『世界人権宣言』であると理解していることを示している。いいかえれば、レベラーズなど“人民、的勢力の発言から『世界人権宣言』にいたる3世紀におよぶ近代的人権思想の形成・展開の過程のなかに、近代的社会福祉理念の形成・展開過程を見出していたといえよう。

この“人民、的勢力とは、封建的な生産関係を克服しながらも、資本(生産手段)と賃労働とが未分離な段階にある小生産者層であり、その「プチ・ブル勢力はたんに封建的生産関係だけでなくブルジョア的生産関係をもふくめて一切の搾取関係の廃止を条件とする小生産者の平等社会をつくろうとする」⁽¹⁰⁾と判断されている。資本制的生産関係の未成熟が、この「プチ・ブル勢力」が存在する前提であった。こうしたことは、生存権的平等の主張が自由と平等を内容とする人間の解放の一部であったことを示すと同時に、その主張がただちに安定的に具体化するものでないことを示している。それは、小生産者層がたえず両極分解を余儀なくされる不安定な階層であり、同時にこの勢力を基盤とする革命左派にたいし右派を構成する地主および資

本家が革命の成果を吸収していくからである。エンゲルスがフランス革命について、「より急進的な要求も個々の場合には貫徹されもしたけれども、多くの場合は一瞬間だけのことであって、もっと温和な党派がふたたび優勢となって、最後に獲得された成果は、全部かまたは一部分ふたたび失われていった」とのべていることは、生存権的平等の要求をふくめて、革命左派の「急進的な要求」あるいは平等の社会的定着の運命を示していた。

市民革命期に現代につながる社会福祉理念の出発点を見出すことができたが、同時に革命後はその主張が排除されたのであった。それは、本源的蓄積のより一層の進行による資本制的関係の展開を基礎にしているが、あわせてこの過程は、「平等」にたいし「自由」が社会的に主張されるようになる過程である。ブオナロツティは、フランス革命によって成立した政府が、「一方に王党派と権勢家を、他方に平等の味方を抑制する」とのべて、⁽⁶¹⁾「平等」でなく「自由」こそが、資本主義社会の原理であると指摘していた。このようにブルジョア社会が「平等派」を抑制したということは、自然法的な平等の主張あるいは生存権的平等の主張が抑制されたことを意味する。しかしこの「平等」の抑制が本源的蓄積のより一層の進行を前提にしているということは、前近代社会における人格的隷属関係の克服にもとづくものであり、人格的平等とむすびつくものであったといえよう。したがってこの「平等」の抑制は、資本主義社会における人間の解放すなわち自由のもつ二重性あるいは矛盾の表現であったことを示す。というより、生存権的平等の主張という社会的内容をもっていた「平等」を、個人の生存と幸福を自律した個人の責任とする「自助」へと、「自由」を社会的次元から抽象的次元へと転化させたといえよう。^(註)

(註) この平等から自助への転換のなかで、自由主義が産業資本主義段階における支配的あるいは体制的イデオロギーとなったのである。だが日本における産業資本主義段階が明治絶対主義の下で成立したため、自由主義が体制批判のイデオロギーになる可能性をもっていた。ということは、「自由」が特殊に近代の所産であったことを意味する。

もちろん人間としての自由や尊厳性の理念は、近代社会固有のものといえず、歴史をこえて存在するものである。だが近代以前にあっては、特定の人身的隷属関係を内容とする身分制や宗教的信仰とむすびついてきたことを知らなければならない。先引の高柳氏は、「中世的自由は、国家以前に存在し、国家をその保障実現の手段として自己に奉仕せしめる」とのべているが、⁽⁶²⁾このことは、たとえば古代日本における仏教的慈善が天皇の意志にもとづく国家的慈恵として実現していることに示される。ということは、人間の自由や尊厳性の問題が、政治的ないしは宗教的権威を保持しようとするあるいは保持しなければならない人たちの問題としてしか論議できない問題であったのである。それにたいし近代社会における人間の自由と尊厳性の問題は、すべての自律した個人の問題として論議できるものであった。したがってそれは、政治的あるいは宗教的権威にもとづく優越性の否定であり、身分制の克服によるといわなければならない。

以上のべたように、社会福祉理念は「平等」と「自由」のなかで展開してきたのであるが、その「平等」と「自由」とが近代社会すなわち資本主義社会の所産であったことも強調しなければならない。このことをあきらかにするためには、資本主義社会の形成がふたつの意味をも

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

っていることを強調する必要がある。

資本主義社会形成の前提になる本源的蓄積は、農奴が強制的にむすびつけられている封建的土地所有から分離していく過程であるが、このことは、一方における私的所有の確立過程であり、他方における自由な賃労働の形成過程であった。ところがこのことによって搾取の体制は、「宗教的政治的な幻影でつまれた搾取」をうける体制から「あけすけな搾取」をうける体制への転換⁽⁶⁴⁾、すなわち人格的な隷属関係をともなう搾取から人格的な隷属関係をともなわない搾取にかわる。こうして人類史上最後の搾取形態である資本制的生産関係が成立するのであるが、あわせて人類は、歴史上はじめて身分制的人身的隷属関係克服の条件を確保するに至った。この後者の資本主義がもたらす人類史的意義を理解することなくしては、近代における人権思想形成の客観的背景を理解することはできない。すべての自律性をもった個人の自由と人間の尊厳性を、実体的ではあれ抽象的ではあれ論議する条件の成立は、この原始共同体以来的人身的隷属関係すなわち原生的人間関係の克服によるものであった。

原始共同体社会から奴隷制社会・封建制社会までの段階にあっては、生産者が各種の強制力によって生産手段にむすびつけられていた。このことが、生産者をその生産手段の所有者（共同体・奴隷所有者および封建領主）に人身的に隷属させることを余儀なくさせる。ところが本源的蓄積は、人類史上はじめての直接生産と生産手段の分離すなわち農奴の土地からの追放による自由な賃労働の形成によって、それまでの人身的隷属関係を克服し、すべての人たちが自由で平等な関係のもとにおかれる社会を形成する条件をあたえることとなった。しかしこの社会が私的所有を前提としているため、その自由の徹底が、平等を実質上の不平等、形式上の平等にとどめざるをえなかった。

以上のべたことは、社会福祉理念が前提とする人間の平等が、資本主義の形成がもたらす歴史的所産であることを示しており、したがって社会福祉理念の近代的性格を論証するための材料となる。いずれにしても資本主義の人類史における進歩的役割を評価することなくしては、社会福祉理念の近代的形成を論ずることはできない。

ところが以上の主張は、戦後の社会福祉論に絶大な影響をあたえた孝橋正一氏の所論の批判につながる。孝橋氏の所説が、社会福祉あるいはその理念を歴史的に把握する方法を提示し⁽⁶⁵⁾、現在多くの批判をうけながらも、依然として体系性をもった理論としてほとんど唯一のものといわざるをえない^(註)。しかし孝橋氏の所論を支えている資本主義理解は、つぎの2点において誤っていると判断する。

(註) 孝橋氏が「社会福祉、あるいは「社会福祉事業、という言葉を意識的に拒否し、「社会事業、という言葉に固執しておられることはよく知られている。氏が、社会事業と社会福祉ないし社会福祉事業とを「まったく同義語」としながらも、「学問的用語としてやはり伝統どおり「社会事業、という言葉」を使用するとのべる。このことには、行政上の用語に安易に便乗しようとする態度、あるいはそれまでの社会福祉が「しばしば非学問的俗流的な恣意と独断によって理解せられ」てきたことにたいするきびし

い批判の姿勢がうかがえる。⁽¹⁷⁾したがって孝橋氏の所説を批判する場合には、まず第一にその批判に示される社会福祉の歴史性分析の方法を導入されたことの意味を理解することが、孝橋氏の所説を肯定するか否かは別として大切である。

その批判点の第一は、人類史における資本主義の進歩的役割を無視することによって、資本主義の「構造的必然の所産」としてのみ、社会福祉の歴史的本質を追求しようとする方法になっていることである。批判点の第二は、資本主義の基本矛盾を階級関係に矮小化することによって、社会福祉理念の当為性あるいは歴史貫通的性格の分析を困難にしている点である。孝橋氏は、本源的蓄積がはたす原生的人間関係克服の可能性を無視し、人間の自由や平等あるいは尊厳性の問題をすべて資本制的階級関係のなかに押込めようとしているといわなければならない。孝橋氏は、「資本主義制度のもとでは人間（労働）の物格（商品）化はさげがたい」とのべている。⁽¹⁸⁾この主張は、孝橋氏が典拠とされるマルクスの『資本論』が説く先引の労働の二重性の理論と矛盾する。孝橋氏は労働の商品化をのみ強調されるのであるが、このことは、人間の労働のもうひとつの側面である「具体的有用労働」としての属性を無視し、「人間の存在条件」としての歴史貫通的な本質を否定し、労働およびそれによって存在せしめられる人間を、^(註)すべて資本制的階級関係においてのみ分析するという方法になっている。

(註) マルクスは、「生産者たちを賃金労働者に転化させる歴史的運動は、一面では農奴的隷属や同職組合強制からの生産者の解放として現われる」と資本主義形成の進歩的役割を評価しているが、これに引つづいてこの側面のみを一面的に評価してはならないとして、「この新たに解放された人々は、彼らからすべての生産手段が奪い取られ、古い封建的な諸制度によって与えられていた彼らの生存の保証がごとく奪い取られてしまってから、はじめて自分自身の売り手になる」と、労働の商品化を説いている。⁽¹⁹⁾マルクスは前者だけを評価し後者を無視することを批判していたのであるが、孝橋氏は後者だけを認めて前者を無視しているのである。

あわせて孝橋氏は、資本主義の基本矛盾が生産の社会的性質と私的所有とにあるとする立場でなく、「資本主義的生産関係」にもとづく「階級分裂」であるとする立場にたっていた。この孝橋氏の立場は、その下で成長してきた生産力や労働を資本制的生産関係の問題としてしか理解されず、それをのりこえる力のないものと評価するものであった。⁽²⁰⁾このことは孝橋氏の所説が、理論的には人間とそれを存在せしめる労働が永遠に資本制的階級関係から解放されえないことを主張するものであることを示している。

以上のふたつの問題点はつながっている。労働の二重性についての無視が、資本制的階級関係の一面的理解につながり、そのことが、資本制的階級関係の歴史的飛躍を押しとどめると同時に、人間あるいはその社会的営為の歴史貫通的な役割を評価することを困難にしている。こうした孝橋氏の資本主義理解の一面性が、「社会事業が資本主義制度の構造的欠陥として生みおとされる社会的障害に対応する社会的施策の体系である」という理解をもたらす。この理解は、社会福祉の任務を、「恒久的持続性」をもつ資本主義体制の「補修改善」にあると矮小化

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

してしまうのである¹⁹⁾。いずれにしても孝橋氏の所説は、社会福祉の歴史性を強調することによって、資本主義の枠ぐみに閉じこめられない人間の社会福祉理念の形成を分析することを困難にしたといえよう。

以上のべた孝橋氏の所説にたいする批判は、社会福祉あるいはその理念の歴史的性格を追求するための方法をめぐっての批判であって、決して歴史的性格の追求そのものを否定するものではない。いいかえれば、社会福祉あるいはその理念が、資本主義によってうけている歴史的制約の性格についての批判であった。この批判を通じて提起できる社会福祉（理念）の近代的性格とは、第一に人間あるいは労働のもつ歴史貫通的性格を前提にしており、第二に市民革命期の自然法的人権思想の一環として社会福祉理念が形成されたのであり、そして第三に産業資本主義の成長にともなう自由主義の徹底は、むしろ社会福祉理念を抑圧していった。ところが第四に、後述するように独占段階への移行にともなう労働者階級の二重の成長が、理念にとどめていた社会福祉を社会的に現実化させる。

註

- (1) 尾崎芳治稿「イギリス革命の土地闘争」（堀江英一編『イギリス革命の研究』）254～258ページ。
- (2) 浜林正夫著『増補イギリス市民革命史』179ページ。
- (3) 高木・未延・宮沢編『人権宣言集』（岩波文庫）109ページ。
- (4) C・M・ピーアド（高木・松本訳）『アメリカ精神の歴史』36ページ。
- (5) 前掲『人権宣言集』141～147ページ。
- (6) 河野健二稿「経済思想」（桑原武夫編『フランス革命の研究』）225ページより引用。
- (7) 前掲『人権宣言集』406ページ。
- (8) P・ホール（柴田善守監訳）『イギリスにおける社会保障と社会福祉』上・27ページ。
- (9) 同上26ページ。
- (10) 河野・上山・樋口稿「フランス革命の構造」（桑原前掲書）10ページ。
- (11) エンゲルス稿「『フランスにおける階級闘争』（1895年版）への序文」（『マルクス—エンゲルス全集』大月版第22巻）509ページ。
- (12) 平岡昇著『平等に憑かれた人々』（岩波新書）27ページ。
- (13) 高柳前掲書47ページ。
- (14) エンゲルス『共産党宣言』（『マルクス—エンゲルス全集』大月版第4巻）478ページ。
- (15) 林直道著『史的唯物論と経済学』上・147～174ページ参照。
- (16) 孝橋前掲書 ページ。
- (17) 同前20ページ。孝橋正一氏著『続社会事業の基本問題』322ページ。
- (18) 孝橋正一著『全訂社会事業の基本問題』29～30ページ。
- (19) 本稿54ページ。
- (20) マルクス『資本論』①（前掲）934ページ。
- (21) 孝橋前掲書32ページ。上掛利博「資本主義と社会保障・全面発達」（京都府大1977年卒業論文）参照。
- (22) 孝橋前掲書30ページ。

3. 社会福祉の成立

前節において社会福祉理念が、人間的あるいは歴史貫通的性格をもちながらも、近代社会の

歴史的所産であることをあきらかにした。したがってここでは、そのような理念に貫ぬかれる実体としての社会福祉が、いかなる歴史的段階において成立するかという問題を、先学諸氏の説を検討しながら分析していこう。

まず孝橋正一氏は、「産業資本の爛熟期から独占資本主義への移行とそれに対応する社会改良主義思想の抬頭以降の段階」において、「慈善的・慈恵的段階」から「社会事業への本質的な転化」がみられたと説き、それ以後現在に至るまで「恒久持続性」を維持するためのものとして一貫して存在しているとみるのである⁽¹⁾。これにたいし佐武弘章氏は、孝橋氏が社会事業を総資本（国家）による資本主義制度の恒久持続性のための「安全弁」として説く以上、社会事業の成立を資本主義の独占段階に特定することはできず、資本主義社会一般に対応するものでなければならないと、その矛盾をついている。このことは、社会事業が資本主義の「安全弁」であることの否定ではなく、独占段階の所産であることの積極的な理由をあきらかにしようとするものであった。もちろん孝橋氏は、近代国家が、「資本主義制度の恒久持続性にとって、自由放任ではなく……社会改良の政治＝経済政策が有効であることを認識」したからであると説明している⁽²⁾。要するに体制側の要請が、20世紀初頭における社会事業すなわち社会福祉を成立させる画期となったのであり、あわせてそれ以前の慈善的・慈恵的段階克服の画期でもあったのである。

これにたいし高島進氏は、「社会福祉における三段階」論を提起する。氏は、「貧民法と慈善事業」の第一段階、「社会事業」の第二段階、「公的扶助と福祉サービス、すなわち社会福祉」の第三段階とに区分するが⁽⁴⁾、そうしてさらに、こうした社会福祉発展の「最も基本的な力は資本主義の発展それ自体が不可避的にともなわざるをえない労働者階級の成長であり、資本制的蓄積の法則がもたらす抵抗の昂揚である」と説いていた⁽⁵⁾。高島氏は、社会事業成立の時期については孝橋説を踏襲されるが、絶対主義期の「貧民法」の時代から社会福祉概念を適用しようとする。さらに氏は、この「貧民法」以来の「社会福祉の慈善事業的段階」が「貧民法的国家政策」と「市民的人権思想」とを基礎としていると主張する⁽⁹⁾。しかし前者は、治安対策としての側面をもあわせもち公共的性格を示す旧救貧法と自由放任主義的性格をもつ新救貧法とに分れ、同一に論ずることができない。他方後者は、社会福祉理念につながる自然法的社会権を内包する基本的人権思想として出発しながら、「自由」を徹底させることによって「平等」を抑圧する方向に展開している。したがって自由主義的な「市民的人権思想」が新救貧法の基礎とはなりえても、それが社会福祉理念を内包するとはいいがたい。ということは、新救貧法や慈善事業が、個人の自律や人間の自由を内容とする近代的人権思想にもとづくものであっても、自然法的社会権を内容とする社会福祉理念にもとづくものではないということである。したがって、高島氏における「社会福祉の慈善事業的段階」は成立しえないのであって、「社会福祉の社会事業的段階」以降に社会福祉の成立を見出すべきであろう。そしてさらに、社会事業段階への移行の契機を階級闘争の昂揚に見出している点は、孝橋氏とは異なる。

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

以上の両氏にたいし佐武弘章氏は、この20世紀における社会福祉の成立を、独占段階における資本主義が実現する生産力条件、階級関係の新たな段階や消費生活の社会化を要件として説明する⁽⁷⁾。その上で佐武氏は、孝橋氏の資本の認識の変化説や高島氏の階級闘争への譲歩説などを社会的総資本による「労働力の保全・培養」だとみる主張であるとし、自らの主張を資本による高利潤の源泉の回復・維持のための政策であるとのべる。その前提として、個別資本の運動原理が「労働力の濫用」から「労働力の維持・発達」へと転回していることを指摘していた⁽⁸⁾。以上の佐武氏の所説は、孝橋氏の社会的総資本のための「社会的安全弁」説の非歴史性を克服するものであり、同時に独占段階における社会福祉の成立の社会的要件を積極的にあきらかにするものといえよう。しかしその基本は資本主義の労働力対策であるとの理解であって、資本のための「社会的安全弁」説を前提にしているといわなければならない。

以上20世紀の初頭すなわち資本主義の独占段階への移行にともなう社会福祉の成立についての諸説は、佐武氏によれば自説をもふくめて労働力対策説でしかなかったといえよう。しかし社会福祉あるいはその理念が、自然法的社会権を内容とする市民革命期に出発する基本的人権思想の一環として形成され、人類にとっての「基本的ニード」の社会的定着として分析されたとすれば、あるいは資本主義の枠ぐみに押込められない人間としての当為性を前提しているとすれば、「社会的安全弁」あるいは「労働力対策」として成立したとする所説は、社会福祉の本質を矮小化するものといわなければならない。

アメリカの精神史を分析したビーアドは、19世紀末から20世紀初頭にかけてのハル・ハウスの活躍をたかく評価し、「文明の観念に社会協同の原理を取りもとした」とのべている⁽⁹⁾。こうしたビーアドの分析は、階級闘争の激化にたいする階級協調あるいは社会連帯をもとめる社会改良主義の展開であると批判されてきた。しかしこのビーアドが主張する「社会協同の原理」の再建は、資本主義的自由のなかで長らく放置されていたあるいは市民革命後のブルジョア国家で抑制されていた自然法的社会権あるいは生存権的平等の理念の再生として評価される。このことは、いったん見失われていた近代社会の歴史的所産である社会福祉理念が、あらためて社会的に再評価されはじめたことを意味する。もちろん資本主義の独占段階への移行にともなう社会構造の変化が、社会福祉理念再評価の客観的条件となったことはいうまでもない。

しかし渡辺洋三氏は、「個人の生存の確保もまた社会内部の問題であって、国家の介入を必要としない。それゆえ、近代的人権体系においては、生存権という特別の権利はまだ登場しない」と説き⁽¹⁰⁾、あるいは我妻栄氏が、19世紀憲法の特色が「自由権的基本権」であったのにたいし、20世紀憲法は「生存権的基本権」で特色づけられているとのべていた⁽¹¹⁾。これらの主張は、19世紀の自由主義の下ではみられなかった生存権が、20世紀になって成立してくると説明するものである。だが生存権的平等が市民革命期にすでに成立しており、革命後その主張が抑制されていったことは先述の通りである。したがって生存権規定が19世紀憲法ではなく20世紀憲法にみられるようになったことは当然としても、それは「まだ登場しない」のではなく、きわめ

て早い時期に退場せしめられたというべきであって、ビーアドのいうように「取もどした」というべき事柄であった。^(註)

(註) 「ブルジョア的人権の普遍的・人間的要求とブルジョアの具体的な階級的な性格との止揚しえない対立が、人権の宣言のなかに存在する」とのクレンナーの発言を引用した北村実氏は、『『自由の保全』をにかけてスタートしたブルジョアジーの権力が種々の自由のなかで『所有の自由』・『利潤追求の自由』を至上のものとし、それに対して少しでも妨げとなる恐れのあるものを否定してはばからなかった』とのべている。⁽¹³⁾

ところが、「古典的な人権宣言のカタログは、20世紀に至って、大きな修正もしくは追加を要するようになった」として、「生存権（更には福祉権）拡大の方向は、必然の成行き」となると説くのが憲法学の常識である。そしてこのことは、生存権的基本権の重要な一部を構成する労働基本権が積極的に容認される方向からはじまった。この労働基本権の形成が、「独占段階以降の資本主義経済の変貌およびそれに規定された労働関係の変貌の過程をつうじて」であることはいうまでもない。⁽¹⁴⁾したがって20世紀における生存権的主張の再生は、労働基本権の形成に導かれて実現していったといえよう。そしてさらにいえば、労働者階級の一般的形成あるいはその現代的成長が、労働権をふくむ生存権的基本権形成の一般的前提となる。

この労働者階級の現代的成長には、ふたつの側面がある。そのひとつは、資本主義の独占段階への移行にともなう社会的階級としての成長である。たとえばイギリスにおいては、1900年前後の時期に独占段階に移行するが、一方における金融寡頭制の下での資本と生産の集中および集積とともに、他方での新組合主義の発展と労働者党の成立に示される労働者階級の成長をもたらす。この新組合主義の形成とは、一部熟練労働者を中心とするクラフト・ユニオンから“全等級、労働者によって構成される労働組合へ展開することを意味するが、労働運動の大衆化いかえれば国民の圧倒的多数を占める働く人民の社会的活動の開始につながるとされている。⁽¹⁵⁾いずれにせよこの結果、労働運動の大衆的昂揚をもたらし、労働者階級の利害を代弁する政党すなわちイギリス労働党の成立（1906年）につながる。こうした労働者階級の成長が、労働者階級の社会的役割を決定的なものとし、その社会的同権化の要求が社会的規定性をもつようになったのである。^(註)

(註) 新しい組合は旧組合とちがって、「相互扶助的な共済機能よりも労使関係を重視し、ストライキを武器に攻撃的姿勢をと」り、「国家の援助を無用とし干渉を排除せんと」するよりも、「労働者の保護と規制（労働時間・賃銀・労働条件）について立法措置を求め」た。⁽¹⁶⁾こうした労働組合の形成は、労働者階級の生活を労資協調のもとで自助的な共済機能により防衛しようとする方向から、自らの生活の改善を「ストライキ、や「大衆団交、など階級的結集を武器とし、それを国家的施策として実現させる方向に転換させた。さらにフェビアン協会から社会民主連盟にいたる分裂はあったとしても、労働者階級が自らの政治組織をもち、その階級的な要求を直接政治に反映させる体制をつくりあげたのである。ようやく労働者階級は、自らの運命を自らの手で切開くようになった。

もうひとつは、労働者が労働をつうじて実現させる人間的成長である。労働が人間自身を成

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

長させるものであることを、マルクスは、「人間は、この運動（自然素材を人間の生活のために活用できるようにするため肉体を動かすこと、すなわち労働を意味する一引用者）によって自分の外の自然に働きかけてそれを変化させ、そうすることによって同時に自分自身の自然〔天性〕を変化させる⁽⁴⁷⁾」とのべていた。人間にとっての自然、すなわち〔天性〕が労働によって変えることができるとの主張は、労働こそが人間の存在条件であると同時に、労働こそが人間の人間の成長の条件であることを主張するものである。しかも機械制大工業の本性は、「労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然的にする」のであり、「一つの社会的細部機能の担い手でしかない部分個人の代りに、いろいろな社会的機能を自分のいろいろな自分の活動様式としてかわるがわる行なうような全体的に発達した個人をもってくることを、一つの生死の問題とする」と論じていた。機械制大工業は、一方で人間の労働力を無際限に乱費し荒廃させながら、他方で労働者を「全体的に発達した個人」に成長させる条件をもたらしたのである⁽⁴⁸⁾。いいかえれば、機械制大工業は、労働者の全面的発達の条件でもあった。したがって「抽象的人間労働」として自己疎外の状況におかれている賃労働者、いいかえれば商品流通過程に放置されることによって抽象的な自由権しか認められない市民が、同時に具体的な生活の場あるいは労働の場で、自らの生存を保障し全面的な発達を実現していくための労働権や社会福祉を要する労働者や市民に成長する条件となったのである。逆にいえば労働者の人間としての諸条件を成長させる条件でもあった。

こうした二重の意味での労働者階級の現代的成長が生存権的基本権形成の一般的前提となったのであるが、このことは、労働者階級の成長が民主主義社会を形成させたとする主張ともむすびつく。マクファーソンは、「民主主義は、競走的な市場社会と自由主義国家とに対するあとからの追加であり」、しかも「競走的な自由主義的根拠にもとづいて」実現させられたものであるとのべている。そしてこの民主主義を実現させようとする要求は、「自分たちの十分な、また公正な競走上の地位を手に入れようとする下層階級の企図であった」と説明する⁽⁴⁹⁾。いいかえれば、産業革命によって本格的な段階に入った資本主義社会は、一般に自由主義原理を確立するとともに、労働者階級を社会的に形成させるが、その「平等な個人の権利と機会の平等」という自由主義原理を、「下層階級の企図」すなわち労働者階級の要求にもとづいて実現させたのが、民主主義であったというのである。したがって民主主義とは、市民革命とともに出発するものではなく、労働者階級の社会的政治的成長によって実現するものであると説いた^(註)。

(註) マクファーソンは、この問題を具体的には普通選挙制度の導入の問題として説いていた。イギリスの場合、労働者階級の普通選挙権獲得運動によって、1867年と84年の2度にわたる選挙制度の改正が実施され、成人男子労働者の参政権が事実上成立し、労働者有権者数が全体の五分の三に達したという。このことを、マクファーソンは、自由主義国家にたいする民主主義の「追加」として評価したのであった。ところがこうした「追加」が必要となったのは、「組織労働者の普通参政権の要求を拒否した場合には、……イギリスの政治体制そのものが革命的に変革される危機があった」からと判断されている⁽⁵⁰⁾。あわせて「社会主義というものを、革命的動乱の過程によるよりもむしろ、イギリスの諸制度及び諸傾

向を自然に且つ漸進的に発展せしめることによって生ぜしめられる」ためであるとも判断されている。⁽⁴⁾ 要するに普選の実施が、労働者階級の革命的昂揚にたいする対応策だというのであり、しかもこれらの対応が、独占階級への移行にともなう社会への国家の介入の力が強化されつつある状況のなかでみられたのであった。

一般に民主主義は市民革命から出発させるが、それは社会福祉理念をもその重要な一部とする基本的人権の主張がもたらされるからである。ところがマクファーソンが民主主義の成立を説くとき、それは労働者階級の社会的同権化の問題としてであって、理念あるいは抽象的次元での民主主義としてではなく、実質的さらには社会的な内容をもったものとして理解する。したがってかかる民主主義の成立は、社会的平等を内容とする社会福祉の成立をも内包するのであって、市民革命期に理念として成立していた生存権的平等を実質的あるいは社会的に実現させるものとして社会福祉が成立してくるのである。いいかえれば、資本主義の独占段階への移行にともなう労働者階級の構造変化を客観的根拠とする成長が、理念として成立しながら抑圧されていた生存権的平等を社会福祉として実質化させる条件となったといえよう。

以上のことは、社会福祉の成立が、本質的には、高島氏の所説のように階級闘争にたいする資本の側の譲歩でもなければ、孝橋氏や佐武氏が説くように資本のための「社会的安全弁」を用意するものでもないことを示している。それは、まず第一に、先述の労働者階級の現代的成長を条件とすると同時に、すべての労働者が自己疎外を克服し「全体的に発達した個人」として成長していく条件を拡大するためのものであった。つづいて第二には、こうした社会福祉の成立が、基本的人権の拡大・深化あるいは人間の尊厳に価する生活を社会的に保障する方向での再生を意味する生存権的基本権の展開としての意義をもち、あわせて抽象的・形式的でしかなかった民主主義に実質的内容をあたえ成長させる展望を切開いた。だが第三には、この社会福祉の成立が、失業や貧困などの問題が構造的なものとして社会全体の問題となり、その解決のための国家の介入という側面をもち、「福祉国家」の形成としての性格をもっていたことにも留意しなければならない。そのなかで、生産力水準の上昇を背景に事後的・糊塗的施策の恒常化・防貧化がすすむ。そして第四に、このような恒常的・防貧的性格あるいは国家的施策として社会福祉の実現をみるということは、独占段階における資本主義国家の独自の役割を示すものであるが、それはようやく本格化してくる労働者階級を中心とする反体制運動にたいする非暴力的対応であり、あるいは労働者階級を体制内に馴致させる役割を果させるものとして理解されていることも無視できない。

いずれにせよ社会福祉は、現代資本主義社会において、すべての人間の生存権的平等を実質的に実現させる方向をもって、したがって歴史貫通的性格をもって成立したのであるが、だがそれが現代資本主義によって規定されていることも無視することはできない。

註

- (1) 孝橋前掲書217ページ。
- (2) 佐武弘章著『社会福祉思想の成立』48～51ページ。

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

- (3) 孝橋前掲書249ページ。
- (4) 高島進稿「社会福祉の発展法則と現段階」(同氏著『イギリス社会福祉発達史論』) 201～203ページ。
- (5) 同前143ページ。
- (6) 同前142ページ。
- (7) 佐武前掲書29～31ページ。
- (8) 同前95ページ。
- (9) C・M・ビーアド(高木・松本訳)『アメリカ精神の歴史』175ページ。
- (10) 同氏稿「現代資本主義と基本的人権」(東大社研前掲書) 248ページ。
- (11) 同氏稿「新憲法と基本的人権」(同氏著「民法研究」Ⅷ) 110～113ページ。
- (12) 北村実稿「近代人権思想の意義」(『科学と思想』37号) 81～82ページ。
- (13) 小林直樹著『現代基本権の展開』11～12ページ。
- (14) 渡辺前掲稿239ページ。
- (15) 堀江英一著『経済史入門』244～253ページ。
- (16) 荒井政治著『近代イギリス社会経済史』308ページ。
- (17) マルクス『資本論』(前掲第23a巻) 234ページ。
- (18) 同前634ページ。
- (19) マクファーソン(粟田賢三訳)『現代世界の民主主義』(岩波新書) 23～24ページ。
- (20) 田口富久治稿「民主主義とはなにか」(『科学と思想』13号) 4～7ページ。
- (21) コール(林健太郎訳)『イギリス労働運動史』Ⅲ・21～22ページ。

4. 社会福祉史の時期区分

社会福祉理念が近代的な人権思想のなかで形成され、労働者階級の現代的成長を一般的前提として社会福祉が成立することをあきらかにしてきた。このことを前提として、つぎに社会福祉発達史の時期区分について考えてみたい。

社会福祉理念が近代的人権思想のなかで形成されるということは、社会福祉発達史が本源的蓄積とともに始まることを示すとともに、あわせてそれ以前の前近代における身分制社会を前提とする救済と慈善の時代とは質的に異なるものであることを意味する。いいかえれば、社会福祉発達史が資本主義の発展段階に対応するものであることを意味した。ところが社会福祉の成立が労働者階級の現代的成長にもとづくということは、資本主義の発展段階に対応しながら、社会福祉成立以前の前史と成立以降の本史とに区別されることを示す。その前史は、農奴制の解体にともなう近代的な労働者階級の形成期であり、本源的蓄積期から産業資本主義段階までをふくむ。ついで本史は、資本主義の独占段階への移行による構造的変化を客観的条件とし、労働者階級の現代的あるいは民主主義的成長によるその社会的同権化要求の展開のなかに見出すことができる。^(註)

(註) 本稿のように社会福祉の歴史を資本主義の発展段階に対応させながら分析する方法をとったものに右田・高沢・古川編『社会福祉の歴史』がある。そこでは「社会福祉政策を、……特殊歴史的な形成体として把握する(とともに一引用者)……資本主義社会に固有な政策として把握すること」が説かれている。⁽¹⁾しかしそこでは、いかなる意味で「資本主義社会に固有」なのかがあきらかにされていない。

その時期区分論は、「重商主義・自由主義・古典的帝国主義・国家独占資本主義」の4段階に対応させる論である。資本主義の発展段階が、用語の問題は別としてこの4段階に区分されることはいうまでもない。だがそれはあくまでも資本主義の時期区分であって、社会福祉発達史の時期区分ではない。こうしたことは、編者たちも指摘しているところであるが⁽²⁾、むしろ問題は、編者たちの立場が、社会福祉の自律性を認めず、社会福祉を「資本主義社会（国家）の政策」として資本主義に一面的に従属するものと理解されているところにある。その点では、編者たちの社会福祉発達史分析の方法が、基本的には先述の孝橋氏の所説にもとづくものであることを示しており、社会福祉の当為性あるいは普遍性を論ずることが困難な論理構造であった。たとえば国家独占資本主義段階の社会福祉政策が、恩恵的なものでなく権利性を持ち、貧困者だけを対象とするのではなく普遍的な政策として実現することを説いている⁽⁴⁾。こうした特徴が、現代社会福祉の特徴として一般的に肯定されていることはいうまでもないが、このような権利性・普遍性成立の理由は、社会福祉政策が完全雇用政策を補足する機能をはたすためと、すべて資本の側からだけで説かれている。したがって編者たちの論理からすれば、その権利性は、資本の側からあたえられた権利であると判断せざるをえない。

ところがこの社会福祉発達史の前史は、農奴制の解体がすすみ賃労働が本源的蓄積期である第一期と、労働者階級が基本的な生産階級としての地位を固める産業資本主義段階である第二期とに区分することができる。この前史の第一期は、すでにのべた原生的人間関係の克服を通じて基本的人権の一環として社会福祉理念を形成させる時期であると同時に、農奴制解体にともなう社会的混乱あるいは国家的不安定の時期であって、絶対主義的国家集中の実現とそれを根底から変革する市民革命の時期であった。しかし原生的人間関係の克服はすすむが、市民革命期に形成される社会福祉理念が国家的あるいは社会的制度として具体化することなく、絶対主義国家以来の治安対策的な国家制度としての救貧政策が一般的となり、市民革命後も存続したのである。

だからこの時期は、それまでの救貧政策を集約した1601年のエリザベス救貧法が、市民革命をあいだにはさみながら、産業革命がほぼ終了した1834年の大改正まで、一定の変質を示しながらも機能する時代であった。したがってこの時期は、治安対策的で非人道主義的な“救貧政策の時代”であるとするのであり、自然法的社会権を意味する社会福祉理念は、きびしい抑圧の下におかれざるをえなかったのである。だがこの時期の救貧政策が、職業的乞食を生みだす恣意的施与を否定する国家的規模をもった公共的施策として実現したことは、個人の自発的施与を中心とする中世的慈善の否定であるとともに、個人の自立を前提とする「労働の神聖」を説く資本主義的勤労観とむすびついていたことも注目される^(註)。だからこの救貧政策は、絶対王政の治安対策でありながら、前近代の慈善や救済と異なる公共的施策として実現し、一定の修正・補修をうけながらも市民革命後も機能したといえよう。

(註) この中世的慈善とは異なる世俗的・組織的救貧論が、資本主義的あるいは近代的勤労観とむすびついているということは、高島進氏が指摘するところである⁽⁵⁾。また同氏は、最近の救貧法史研究において、救貧法が近代的な労働者陶冶の機能ないし資本の意図にもとづく労働力創出の機能をはたしたとする見解が批判されつつあると整理されている⁽⁶⁾。しかしこのことから、この絶対王政の下ではじまった救貧政

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

策が、治安対策的側面をもふくめて国家的あるいは公共的性格をもっているのが、前近代的な「慈善と救済の時代」とは異なること、また近代的勤労観の形成に役立ったという歴史的役割をはたしたことも無視してはならないと考える。

以上のべた「救貧政策の時代」は、農奴制の解体により形成された浮浪者が、新しく資本制的生産関係のなかに編成されていく過程であって、過渡的な時代であったといわなければならない。ところが産業革命の展開にともなう資本制的生産関係の確立は、自由主義原理にもとづき、広汎に形成された労働者を自由な商品交換関係のなかでのみ生存しなければならない状況に追いこんだ。この結果、エリザベス救貧法の否定が日程に上り、「救貧政策の時代」は幕を閉じなければならなかったのである。

資本主義の産業資本主義段階への移行は、経済的自由主義の成立を意味すると同時に、労働者階級が基本的な生産階級としての位置を確保することを意味する。しかしながら社会的に圧倒的多数を占める労働者階級は、その生存を自由な経済関係の下で自らの責任で律することをもとめられるようになった。したがって、「イギリスにおいては、貧困は犯罪であることを宣言したものである」(ディズレイリー)⁽⁷⁾といわれる救貧法が、1834年の大改正で実現するのである。このことは、公共的救済としての性格をもっていた旧救貧法にたいし、事実上の救貧否定を意味する新救貧法への転換を意味した。要するにすべての人びとが、「自助」の原理にもとづいて自らの生存を自らの責任の問題とせざるをえなかったのであるが、その原則の下で最少限の救済を認めたのが、この救貧法である。こうして労働者(Labour)と被救恤的窮民(Pauper)とを、明確に区別する方向を見出したのであった。

このように産業資本主義段階においては、自由主義原則の下で公共的救済が否定され、自由主義的な慈善事業が本格的に展開する。この段階の慈善事業は、ようやく社会的にも支配階級となったブルジョアジーが、自由主義を前提にしながら、その社会的責任をはたそうとするものであった。このことをクウィーンは、「ブルジョアジーの博愛主義者によって組織され、管理された私的すなわち教会に関係ない慈善団体」によってすすめられたとのべている⁽⁸⁾。したがってこの慈善事業は、前近代における宗教的慈善とは歴史的な性格を異にするものであって、近代的な人格的平等を前提とする人道主義にもとづくものといえよう。そして何よりも、資本主義的階級分解の徹底により、労働者と被救恤的窮民との分離を意識的に強調しようとする立場がそこにはあった。要するにようやく成立してきた労働者階級を、救済の対象から除外し、「逆説的に近代的な自由な人格の所有者＝市民となした」⁽⁹⁾ことによって、慈善事業が成立するといえよう。こうして産業資本主義の段階は、「慈善事業の時代」になることができたのである。^(註)

(註) この「慈善事業の時代」論は、高島氏の「社会福祉の慈善事業的段階」論⁽¹⁰⁾と異なる。本稿で、社会福祉の前史を、「救貧政策の時代」と「慈善事業の時代」とに二分した理由は、近代的な慈善事業思想(博愛思想)が市民革命期から形成されたとしても、産業資本主義の確立にともなう自由主義の展開が、近代的慈善事業を本格化させ、あわせて公共的救済としての性格をもつ旧救貧法を廃止させたこと意

味を重視するからである。高島氏は、「資本の要求に従属したみせかけの『救済』にすりかえるもの、それが Poor Law (貧民法) の本質である」とされるが、⁽⁶¹⁾新救貧法に関しては、この主張は肯定できるとしても、旧救貧法に関してはこのようにみることはできないと考える。すでに大前朔郎氏や小山路男氏が新・旧救貧法に質的な差を見出していることを高島氏も指摘しているが、⁽⁶²⁾旧救貧法の公共性が絶対主義権力による治安対策であり、人格的平等を前提にしない公的救済であり、新救貧法が公的救済否定の救済であったことはいうまでもない。

したがってこの社会福祉の前史にあっては、原生的人間関係の克服は展開しながらも、基本的人権の一環として形成された社会福祉理念の具体化はまだみられなかった。だからその時期区分は、社会福祉そのものでなく、資本主義の発展段階によらざるをえない。

以上のべた社会福祉の前史は、一方における原生的人間関係の克服と、他方における資本制的分解による労働者階級の一般的形成との二重の過程の下で展開したとすれば、社会福祉の本史は、一方における労働者階級の現代的成長すなわち民主主義の社会的定着化と、他方における体制的危機にたいする資本の側の国家権力を利用した労働者を体制内に馴致するための社会的制度・政策の形成との二重の過程の下で展開するといわなければならない。そしてこのことが、資本主義の独占段階への移行を客観的な背景としていたことは、すでにのべたとおりである。⁽⁶³⁾

クウィーンが、20世紀の10年代から20年にかけてのアメリカ社会事業成立の要因として、「旧式の慈善事業の失敗と民主主義の向上発展、ならびに近代科学の技術及び観察力の進歩」であったとのべている。⁽⁶⁴⁾この「民主主義の向上発展」とは、アメリカ資本主義の独占段階への移行にともなう労働運動や社会主義運動の本格化を背景とする社会構造の変化によるものであったことはいうまでもない。だからアメリカでは、たとえばアメリカ社会事業の代表的機関であったハル・ハウスが、その設立目的に「より高い市民的社会的生活のためのセンターであること」、⁽⁶⁵⁾「シカゴの工業地区を研究し改善すること」などと記され、労働者階級をもふくめてひろく国民全般を対象としながら問題を解明していこうとする方向が現われた。あるいはイギリスでは、クーツが、イギリスにおける労働者の多くが貧困状況の下におかれていることをあきらかにした調査報告を紹介したあと、「多くの人びとの目をたんに公衆衛生の問題だけでなく、それ以上に、個人の保健問題や福祉事業にも向けさせ」とともに、「国家はこういう貧しい労働者たちを援助しなければならない」⁽⁶⁶⁾方向に転換させたとのべている。

こうした主張は、「慈善事業の時代、には対象から排除することが本旨であった労働者階級が社会福祉の対象となり、さらにそのことを社会的国家的責任として展開させることを確認するものであった。そしてこの方向転換には、貧困を個人の責任としないで、社会関係のなかで理解する方向への認識の転換が前提になっている。これらの問題については、すでに前節においてふれているので、これ以上ふれることは避けるが、この社会福祉の成立にあたって、ペネロピ・ホールが、「社会福祉や社会福祉事業を今日の位置づけにまで発展させたさらに重要な要素は、すべての国民の基本的なニーズを充足する責任をもつようになった国家が、積極的な

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

役割をもつようになったということである」⁽¹⁷⁾とのべているように、国家の役割が強調されている点^(註)が注目される。

(註) もちろんこの国家の役割の重視という観点については、「1890年には国およびその支配者は貧民が資本主義的富に基礎をおく社会を転覆しようとしてその選挙権を行使することを防ぎうるかどうか問われていた。そして、その結果が社会主義に対する防衛は社会立法であるということであった」(ギルバート)という発言からもうかがえるように⁽¹⁸⁾、帝国主義的超過利潤を経済的基礎としながら、資本主義体制を維持し革命にたいする予防策を講ずるためであると主張されている。あきらかに国家的役割の重視はそうのように理解されるべきであるが、しかし同時にこの国家的努力が、労働者階級の労働権や生存権を確認する方向で展開したことも注目される。たとえば相沢与一氏が、「帝国主義の社会政策」について、「その制度が社会変革の主体的契機の成熟を促進するものに転化しやすい」⁽¹⁹⁾とのべているのは、独占段階の社会的諸施策が、労働者階級を体制内に馴致させる役割をはたすとともに、労働者階級の社会的同権化を実現させるためのものでもあったことを表明するものであった。

この結果、「救済を積極的な課題として位置づけ、これを組織的・科学的・予防的に処理しようとする「社会事業政策」⁽²⁰⁾、あるいは貧困を「『治療・予防・回復』することを社会の責任としてとらえた」「社会福祉における社会事業的段階」⁽²¹⁾が成立するというのが一般的理解である。だがこの際、その前提に労働者階級の社会的同権化すなわち「民主主義の向上発展」(クウィーン)を認めないかぎり、そこに社会福祉の積極性を見出すことは困難になる。先引のように「社会事業政策」として国家的政策に社会事業を封じこめる観点は、社会福祉の無視につながる。このように労働者階級の民主主義的成長とむすびついてはじめて、この段階を社会福祉の本史の第一段階である「社会事業の時代」とすることができよう。

ところがこの第一段階すなわち「社会事業の時代」の観点に関しては、分析視角にちがいがあっても時期は共通していた。だが第二段階への移行の時期については、分析視角の差が時期のちがいにも反映している。資本主義の独占段階への移行を背景として社会福祉の本史がはじまるとすれば、1929年にはじまる大恐慌を契機とする国家独占資本主義段階への移行が重要な画期となることを推定させる。だが労働者階級の現代的あるいは民主主義的成長が社会福祉成立のモメントとみるならば、大恐慌以降の不況と戦争のなかで進展する労働者階級をふくめた広汎な国民の窮迫にたいする民主主義的対応がきわめて重要な意味をもつ。

まず右田・高沢・古川の三氏は、「社会事業政策は、国家独占資本主義期になると社会福祉政策とよばれるものに変容する」と、大恐慌による国家独占資本主義段階への移行を直接的背景として社会福祉の新しい段階の成立を説く⁽²²⁾。たしかに大恐慌による貧困の深刻化と管理通貨制度の採用とが相まって、この時期に社会保険と公的扶助をむすびつけながら社会保障制度を国家的制度として実現させる。だがこの国家独占資本主義の下での社会保障は、ドイツにみられるように、全般的労働義務制とむすびつけて民主主義を徹底的に否定しながら展開するケースもあれば⁽²³⁾、イギリスやアメリカのように、労働者階級の社会的同権化の方向すなわち民主主義を保持しながら、しかも国家的扶助原則を導入することによって展開させるケースもあった⁽²⁴⁾。

もちろんこの二つのケースは、国家独占資本主義の政策であるかぎり、それは同質であるとい
わなければならない。^(註)

(註) 全般的労働義務制をもふくめて労働力の国家的統制あるいは管理は、国家独占資本主義の管理経済の重要な機能のひとつであって、ドイツ独占資本が敵視する社会保険への出費を軽減するためであった。またアメリカで1935年に制定された社会保障法が、国内の購売力を喚起するために経済保障委員会で策定されたことは、その「保障 (Security) の対象が、当初は国民生活ではなくアメリカ経済であったこと、あるいは失業・社会不安にたいする防衛 (Security) であったことが示すと考えられる。

たしかに国家的制度としての社会保障が、ドイツ型であるとアメリカ型であるとを問わず、国家独占資本主義国家の制度として実現してきたことは事実である。そしてこのことは、大恐慌を転期として社会福祉の本史が新しい段階に入ったことを示す。だが、社会保障や社会福祉のすべてを国家独占資本主義の国家的制度としてのみ理解することができるだろうか。ドイツは別としてアメリカの場合は、社会保障法案が議会審議のなかで「経済保障」から「社会保障」へと転化したと指摘されており、この法制定を通じてルーズベルト大統領は、アメリカンデモクラシーの理念が人間の平等あるいは生存権思想にあることを訴え、アメリカ国民を組織したといわれている。ということは、この新しく発展せしめられた社会保障が、現代民主主義の重要な柱としても理解される必要があることを示している。

高島進氏は、「両大戦間の失業問題に象徴される貧困化の激化は、……発展した労働者階級の闘争を前にして資本主義を維持するために社会保障を模索させた。そして第二次大戦時における反ファシズム民主主義の昂揚のなかで、……社会保障は民主主義の重要な柱のひとつとしての位置づけを得、40年代の戦中戦後の改革によって実施される」とのべている。この高島氏の主張は、資本主義のための社会保障が、それにとどまらず民主主義の重要な柱として位置づけられるべきであることを説いている。しかし高島氏の主張には、その転化の理由をたんに「反ファシズム民主主義の昂揚」とするだけで積極的な説明がない。これにたいし沼田稲次郎氏は、まず社会保障が社会保険や社会事業などの上位概念ではなく、「それ自体が目的ないし理念を表示する概念」として提起されたものだと説き、ついで社会保障の思想については、「自由の抽象性に対する批判的理念として登場し……社会的人間の生存権の思想」との脈絡のなかで形成されるとともに、「反ファシズム戦争というイデオロギー的性格の強い第二次大戦の遂行のなかで再確認せられた人間の貴重さ、人間の尊厳の思想と密着するのは必然であった」と説いている。沼田氏が社会保障に目的概念としての意義を見出し、その思想を19世紀的自由放任主義を克服する生存権思想とのつながりのなかで評価するということは、社会保障のなかに生存権的平等の具体化を見出そうとする立場であった。さらに沼田氏のもうひとつの重要な点は、社会保障を「人間の尊厳の思想」とむすびつけて理解しようとしていることである。

以上のことの意味は大きい。社会保障の展開を、単に国家独占資本主義国家の政策としてのみ理解する方向をこえているからである。それは、社会福祉が目的概念であると同時に歴史概

社会福祉理念の普遍性と社会福祉史の時期区分

念であることを、具体的に社会保障の内容として提起しているからであった。しかもそれは、「人間の尊厳」という超歴史的あるいは普遍的理念の具体化として形成されたことの意味は大きい。このことは、社会保障が国家的制度として階級的性格をもっていただけでなく、歴史をこえて人間の本源をも示すものとして理解されていた。すなわち人間のもつ普遍性と歴史性という二重性が社会保障に具体化されており、しかもその理念的根拠が「人間の尊厳」にあることを強調している。しかもこのことは、マクファーソンがいうように、「それ（労働者階級—引用者）の目的が全人民を人間的にすることにあるから、民主主義的なものになるのである⁽⁸⁾」といえよう。

以上のべたことは、社会福祉が一定の社会性をもって成立したこと、すなわち社会事業の時代から、社会福祉が国家的制度として展開される“社会保障の時代、すなわち社会福祉の本史の第二段階に入ったことの意味である。したがって“社会保障の時代、は、社会保障が国家独占資本主義国家の管理通貨制度にもとづく金融・財政の国家統制のための諸政策との関連のなかで実現するものであったとしても、ファシズムとの対決のなかで、社会保障の民主主義的課題としての意義を明確にすることによって展開したといえよう。社会保障がドイツにみられたように、全般的労働義務制とむすびついてファシズムの道具となる可能性をもっている、だがそれが、民主主義の課題たりうるのは、市民革命期に提起され、労働者階級の現代的成長のなかで社会的に定着する生存権的平等の具体化であると同時に、戦争とファシズムにたいする「人間の尊厳」の提起にもとづいていたからである。したがって社会福祉の本史の第二段階である“社会保障の時代、は、1948年の『世界人権宣言』にさしあたりの具体化を示しながら、すべての人間にとって民主主義的あるいは人間的課題を実現する時代として展開する段階に入ったといわなければならない。

註

- (1) 右田紀久恵・高沢武司・古川順編『社会福祉の歴史』2ページ。
- (2) 同前4～5ページ。
- (3) 同前5ページ。
- (4) 同前14ページ。
- (5) 吉田久一・高島進著『社会事業の歴史』63～64ページ。
- (6) 高島進稿「戦後日本におけるイギリス救貧法研究」（同氏著『イギリス社会福祉発達史論』）210～216ページ。
- (7) クーツ（星野政治訳）『イギリス社会福祉発達史』31ページ。
- (8) クウィーン（高橋梵仙訳）『西洋社会事業史』148ページ。
- (9) 吉田・高島前掲稿91ページ。
- (10) 高島進稿「社会福祉の発展段階と現段階」（同氏前掲書）141ページ。
- (11) 同前142ページ。
- (12) 高島進稿「戦後日本におけるイギリス救貧法研究」（同氏前掲書）218～219ページ。
- (13) 本稿63～64ページ。

- (14) クウィーン前掲書52ページ。
- (15) ジェーン・アダムス（柴田善守訳）『ハル・ハウスの20年』82ページ。
- (16) クーツ前掲書78ページ。
- (17) ホール前掲書25ページ。
- (18) 高島進稿「社会福祉の発展法則と現段階」（同氏前掲書）145ページ。
- (19) 相沢与一稿「現代社会政策の歴史的特殊性に関する一素描」（同氏著『国家独占資本主義と社会政策』）87ページ。
- (20) 右田・高沢・古川前掲書10ページ。
- (21) 高島前掲稿143ページ。
- (22) 右田・高沢・古川前掲書11ページ。
- (23) 服部英太郎著『ドイツ社会政策史・下』（服部英太郎著作集Ⅰ）参照。
- (24) 小山前掲書・一番ヶ瀬康子著『アメリカ社会福祉発達史』参照。
- (25) 服部前掲書10ページ。
- (26) 小室豊允稿「アメリカ社会福祉法研究序説」（『社会問題研究』29-4）61ページ。
- (27) 小室前掲稿61ページ。
- (28) 一番ヶ瀬前掲書210ページ。
- (29) 高島前掲稿202ページ。
- (30) 沼田稻次郎稿「社会保障の思想」（沼田・松尾・小川編『社会保障の思想と権利』）25ページ。
- (31) マクファーソン前掲書37ページ。